

統 審 議 第 7 号
平成13年7月13日

総 務 大 臣
片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長
竹 内 啓

諮問第274号の答申
法人企業統計調査の改正について

財務省は、法人企業統計調査（指定統計第110号を作成するための調査）について、コンピュータ・ソフトウェアに関する会計処理基準が新たに設定されたことを踏まえ、急速に進展しつつある企業の情報化投資をよりの確に把握するため、平成13年調査から、無形固定資産に計上されたコンピュータ・ソフトウェアの取得額を把握できるよう調査事項の見直しを行った上で実施することを計画している。

本審議会は、本調査について、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言、統計の利用面からの要請等を踏まえ、審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査事項

調査事項については、コンピュータ・ソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）に関する会計処理基準が設定され、ソフトウェアが無形固定資産に属するものとして会計上の勘定科目に計上されるようになったことを踏まえ、年次別調査において、「無形固定資産」の区分を「ソフトウェアを除く無形固定資産」及び「ソフトウェア」に分割するとともに、四半期別調査において、「無形固定資産」における「増加額」の区分に「新設」を追加し、企業におけるソフトウェアの取得額を新たに把握する計画である。

これについては、企業におけるソフトウェア投資の実績額が把握され、我が国の現行の「国民経済計算」（以下「SNA」という。）体系における「国内総生産」（以下「GDP」という。）の推計のための基礎資料となり得るとともに、急速に進展しつつある企業の情報化投資の実態がよりの確に明らかになるものである。また、本調査で把握しようとしているソフトウェアの概念・範囲が会計基準において明確になっているとともに、記入要領等においても明示されており、本調査計画に先立って実施された「会計基準等の変更に伴う変更状況調査」（統計報告の徴集）によっても報告者の的確な回答が得られると判断されることから適当と認められる。

なお、本調査により把握するソフトウェア投資の概念は、我が国の現行の93SNAにおけるソフトウェア投資の概念とは必ずしも一致していない。しかしながら、本調査において、ソフトウェア投資をSNAの概念にも適するよう細分化して調査することは、本調査が財務諸表規則に即して調査するものであり、同規則に当該区分が示されていないことから困難であり、ソフトウェア投資を細分化せずに調査することについてはやむを得ない。

(2) 集計様式

集計様式については、今回の調査で変更することとしている調査事項に対応した様式の変更を行う計画であり、これにより、企業におけるソフトウェア投資の実態が適時、的確に明らかになることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、今回の調査計画により把握するソフトウェアの取得額については、今回、新たに調査する事項であり、利用者が調査結果を的確に理解できるよう、その概念、定義を調査結果報告書等に明記する必要がある。

(3) 公表の早期化

景気動向の判断などに利用されている経済統計については、「統計行政の新中・長期構想」においても、公表の早期化が求められている。

本調査については、内閣府が作成する「四半期別GDPの速報値」（以下「QE」という。）に利用されており、景気動向を判断する上で重要な統計調査であるが、四半期別調査について、調査結果の公表がQEの推計に間に合わないため調査結果がQEに利用されていない期があること、また、QEの公表の早期化を図る観点から、本調査結果の公表の早期化が強く要請されている。

このようなことから、調査実施者は、調査対象企業に対して、本調査の利用目的等を一層明確に伝えること等により調査票の早期回収に努めることに加えて、経済団体等を通じて調査対象企業に対する調査協力を依頼することにより、調査票の回収状況の改善に努めるとともに、事前の内容分析や部内説明などの作業について合理化を図ることにより、記入内容の正確性を確保しつつ、本調査結果の公表の一層の早期化を図る必要がある。

また、統計利用者の利便性を向上させる観点から、本調査結果の公表予定日の公表時期について、少なくとも四半期前に公表できるよう早期化を図ることが必要である。

2 今後の検討課題

(1) 標本設計の見直し

本調査は、母集団を業種別・資本金別階層に分類層化して調査客体を選定しているが、資本金6億円未満の企業については、毎年4月に調査客体の交替を行っており、また、資本金1億円未満の資本金階層については、母集団数に比べて調査客体数の割当てが少なくなっていることから、特に、低資本金階層において調査結果の変動が大きいことが指摘されている。これについては、報告者負担に配慮しつつ、低資本金階層の標本抽出方法について、今後、検討する必要がある。

なお、本調査の標本抽出方法等が一層明らかになるよう、公表方法について検討する必要がある。

(2) 企業の業種分類の見直し

本調査の結果表章で用いている企業の業種については、原則として「日本標準産業分類」に準拠しており、法人企業統計調査規則で定める37業種に分類されている。これについては、調査結果を基に毎年度変更を行っているが、資本金10億円以上の法人の業種変更は、調査結果全体に与える影響が大きいため、一部固定化している部分があることから、大規模法人の産業構造の変化を的確に表す業種の在り方について、企業活動の実態等を踏まえ、今後、検討する必要がある。